

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

丹波市の世帯数は 23,033 世帯（令和 2 年度国勢調査）で前回調査時と比較して微増となっているが、総人口では 61,471 人であり前回調査から 3,189 人減少している。

就業人口は 31,221 人で、産業分類別就業人口の割合は第 1 次産業 7.4%、第 2 次産業 33.6%、第 3 次産業 56.7%を示しており、第 1 次産業、第 2 次産業はともに兵庫県平均を上回っている状況である。

市内総生産額は、令和元年度では 2,522 億円で、基幹産業のひとつである第 1 次産業は 2.3%、第 2 次産業 39.7%、第 3 次産業 57.4%を示している。

その中において、製造業が全体の 36.1%、サービス業が 24.2%、次いで不動産業が 12.3%と続いている。

付加価値額では全産業 1,172 億円（3,091 事業所）のうち製造業は 501 億円（486 事業所）で全体の 42.7%を占めている（平成 28 年経済センサス）。産業分類別事業所数で見ると卸売業・小売業が最も多く、次いで製造業、建設業と続いている。

また丹波市は、大阪市などの阪神圏と舞鶴港など日本海沿岸部を結ぶ高速道路ネットワークの中央に位置するため、大阪市や神戸市、舞鶴港までそれぞれ約 1 時間圏内。さらに神戸市西部や明石市などの瀬戸内海沿岸部へとつながる国道 175 号の整備も着実に進んでおり、交通網の要衝地でもある。

このような環境下、丹波市は製造業を中心に小売業・卸売業、そしてサービス業等の市内中小企業者が、生産性の向上や事業規模拡大等のため設備投資する際には、市独自の融資や設備投資補助制度により支援につとめ、地域経済の活性化をはかってきたところである。

今後も国の施策との連携を見据えながら、市内中小企業者の労働生産性向上に向けた市独自の取り組みを継続していくことが重要であると考え。特に第 4 次産業革命が注目を集める中、各企業が先端設備の導入を促進することは、少子高齢化や人手不足を補い、ワークライフバランスを確立する環境整備に向け大きく寄与するものと考え。

(2) 目標

中小企業等経営強化法施行規則第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、市内中小企業者の労働生産性向上に向けた市独自の取り組みを継続していくことが重要である。

これを実現するための目標として、計画期間中に 15 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入の目的は、中小企業者の生産性向上であることから、労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の向上を判断基準とし、その労働生産性については年平均3%以上の向上を目標とする。

2 先端設備等の種類

丹波市においては、製造業を中心に小売業・卸売業、そしてサービス業等の市内中小企業者に対し、販売促進、事業規模拡大、生産性向上、効率化による売上等の増加に向けた独自の設備投資にかかる支援事業を実施してきたところであり、本計画により一層の設備投資を促すことにつなげるものとする。

加えて設備投資により人材不足を補う一策としても先端設備の導入は効果的である。

今後も市内企業の幅広い取組みを一層促す必要があり、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電関連設備は、丹波市自体の生産性の向上、労働者の作業効率向上と省力化、さらには雇用の活性化につながらないため対象外とする。

指 定 設 備	
減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置	全ての指定設備
器具及び備品	全ての指定設備
工 具	測定工具及び検査工具 (電気又は電子を利用するものを含む)
建物附属設備	全ての指定設備
ソフトウェア	全ての指定設備

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

丹波市は、6町が合併し発足した市であり約500k㎡の市域を有しているなか、北近畿豊岡自動車道氷上インターチェンジ、春日インターチェンジ、青垣インターチェンジを備えており、京阪神地域や舞鶴港、さらには神戸市西部、明石市、姫路市など瀬戸内海沿岸部へのアクセスも容易であり、氷上地域、柏原地域、山南地域、青垣地域に位置する4箇所の工業団地をはじめ、企業は市内全域において事業活動を展開している。

また、業種においても製造業を中心とするも小売、卸売業、サービス業等も主要業種と位置づけており、今後も丹波市全体の労働生産性を向上させるためには不可欠である。

これらを鑑み対象地域、および対象業種・事業は以下のとおりとする。

(1) 対象地域

丹波市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- ①公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ②市税を滞納していないこととする。